

長野県 白馬村 クマゾーニング管理実施計画

1. 市町村名

白馬村

2. 計画開始日

令和7年6月20日

3. 対象地域

長野県北安曇郡白馬村 全域

4. 対象管理ユニット

北アルプス北部保護管理ユニット

長野北部保護管理ユニット

5. 目的

長野県（以下「県」という）では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）」（以下「第5期計画」という）において、ツキノワグマ（以下「クマ」という）と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は県・白馬村（以下「村」という）だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

本計画では、第5期計画に準じて県・村・地域住民間での合意形成を経て、地域区分を設定した。また、各地域区分において被害防止対策や出沒対応を具体的にどのように取り組んでいくかを整理し、計画的なクマの保護管理に資することを目的に策定するものである。

6. 地域区分の設定

第5期計画と村における土地利用状況から、「主要生息地域」「緩衝地域」「防除地域」「排除地域」の4つの地域区分を設定した。

表1 地域区分の考え方

地域区分	場所及び人間の利活用状況	エリアの管理方針
主要生息地域 (森林エリア)	奥山、森林域 (登山、狩猟等で利用)	クマの主要生息地域。 開発行為の規制や鳥獣保護区の設定等森林環境の保全を実施する。
緩衝地域 (森林・里境界 エリア)	里山林 (山菜・きのこ採り・林業、狩猟等に利用) スキー場・キャンプ場等 レジャー施設	クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しながら活動する地域。人の生活地域への移動を抑制する機能が期待される。 里山林の利用促進や林内の見通し確保により、緩衝帯機能を向上する。 レジャー施設についても、林内の見通し確保により、緩衝帯機能を向上する。
防除地域 (森林・農地・ 居住混在エ リア)	山麓から市街地までの農地等(農業等に利用) 森林に囲まれている別荘地、ペンション等	農業や観光等の人の活動が盛んな地域であり、農作物等の物的被害やそこで活動する人への被害発生を防止すべき地域であって、農地や観光施設の機能を持つ地域がこれにあたる。(山中・山際の通学路、年間を通じて人の出入りがある墓地、日常的に管理している取水口等も含む)。
排除地域 (居住エリア)	人家密集地(居住地として利用) ホテル・レストランの宿泊・観光施設集合地	地域住民が日常的に活動する地域であり、クマの侵入を排除し、人への被害発生を防止すべき地域であって、市街地や集落の地域がこれにあたる。また、ホテルやレストラン等の観光客が恒常的に利用する場所もこれにあたる。

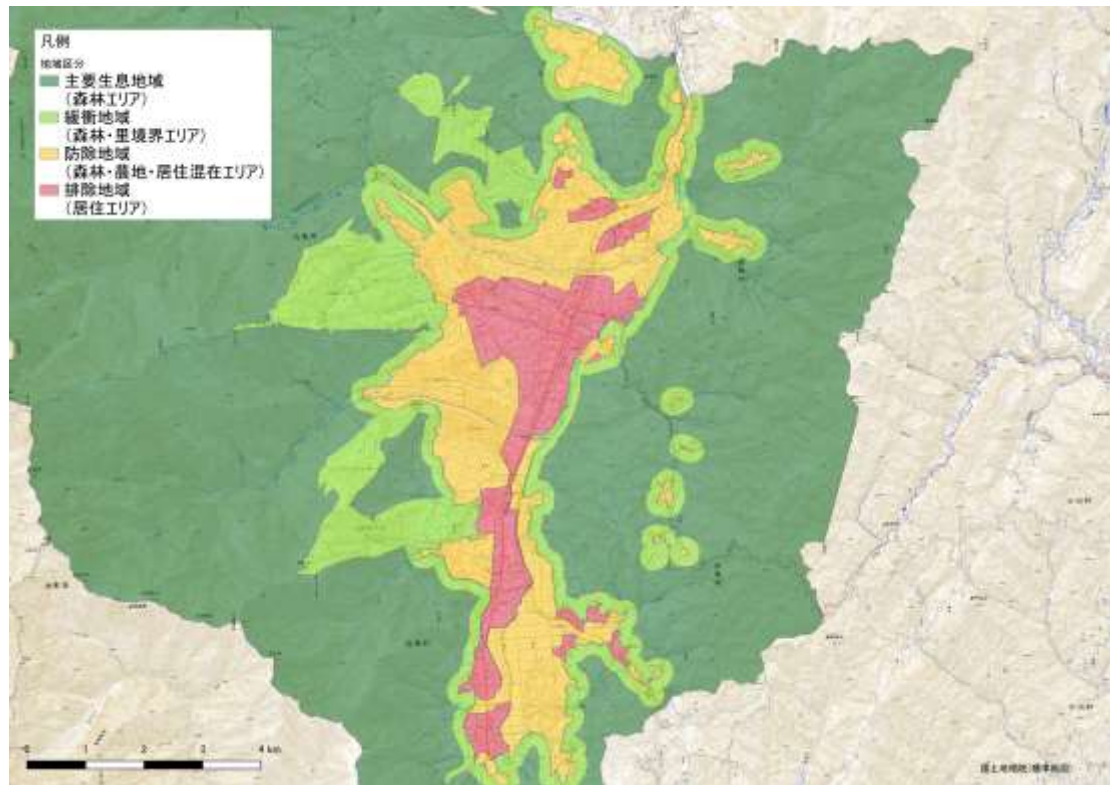


図1 白马村地域区分マップ（人家集合地域周辺）

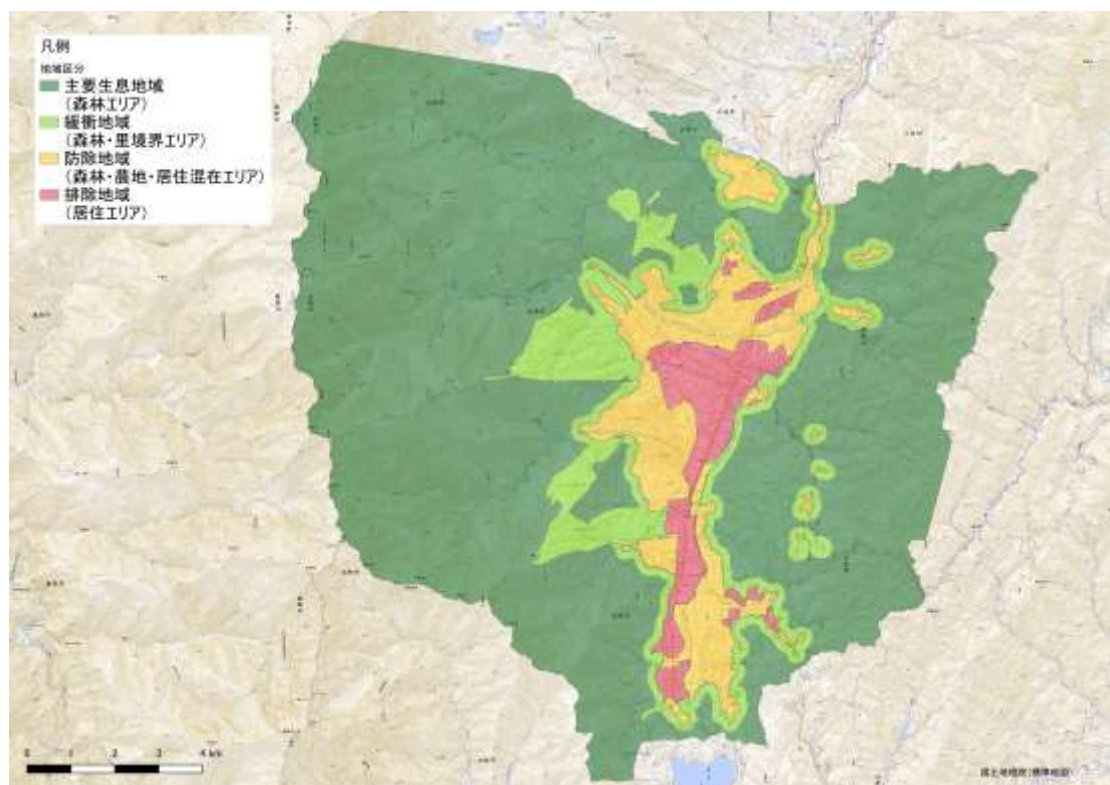


図2 白马村地域区分マップ（全域）

各地域区分の詳細な設定方法は県、村、猟友会、白馬村交番、地域住民等の関係団体と懇談を行い、以下の通りとした。なお、地域区分の設定にあたっては、「白馬村都市計画マスタープラン」「白馬村立地適正化計画」の土地利用方針、居住誘導区域等を参考にした。

■ 主要生息地域（森林エリア）

鳥獣保護区や自然公園を含む、「排除地域」「防除地域」「緩衝地域」を除いた森林部分を「主要生息地域」とした。

■ 緩衝地域（森林・里境界エリア）

スキー場やキャンプ場等のレジャー施設は「緩衝地域」に区分した。また、「防除地域」と「排除地域」と隣接する林縁を基準として、林縁から林内に向けて約 200m を「緩衝地域」とした。

■ 防除地域（森林・農地・居住混在エリア）

周囲を林帯に囲まれているペンションや別荘地等の場所で、居住者や観光客が恒常的に利用している場所を「防除地域」とした。農地やグラウンド等地域住民が利用する場所についても、「防除地域」とした。また、市街地から外れた森林内に点在するホテル等の宿泊施設や集落も「防除地域」に区分した。

■ 排除地域（居住エリア）

地域住民が日常的に利用する市街地や集落が広がる地域一帯や、ホテルやレストラン等の宿泊・観光施設が密集し観光客が恒常的に利用する場所を「排除地域」とした。

7. 対策の内容

(1) 被害防止対策

① 主要生息地域

i. 森林環境の整備（森林エリア）

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な再造林や天然下種更新を通じた森林の形成を、村は県と協力しながら進めることとする。なお、森林整備を進める地域については、地域住民との合意形成を経た上で進めていく。

ii. 注意喚起

村は、観光施設や遊歩道の管理者に対し、クマの出没に関する注意喚起看板の設置を依頼し、利用者に対する注意喚起を行う。また、観光施設や遊歩道の管理者は、注意喚起の看板の設置や維持管理に努めることとする。

iii. 春期の捕獲（春グマ猟）

本来狩猟は秋から冬までの期間であるが、豪雪地帯では山に雪が多く、また、クマの冬眠時期でもあるため、狩猟期のクマの捕獲が制限される。そのため、村は春期捕獲（許可捕獲）を猟友会に依頼し実施する事で、人への警戒心を高めることにより、人とクマとの緊張感ある共存関係を構築する。

② 緩衝地域（森林・里境界エリア）

i. 緩衝帯整備

➤ スキー場等レジャー施設内の林帯

スキー場やキャンプ場等レジャー施設周辺、内部の林帯等については施設管理者が刈り払い等の緩衝帯整備を行い、クマの隠れ場所となる藪の除去に努める。

➤ 防除地域と排除地域に隣接する林帯

人とクマの棲み分けを積極的に進めるために、人の利用のある防除地域や排除地域と隣接する林内の見通しを良くするための刈り払い等の緩衝帯整備を行う。これら林内の刈り払いは、地域住民と村が連携して実施する。北アルプス森林林業基本計画「白馬村 実務・手引編」（令和5年度策定）により、幅 20m、高さ 6m 程度を目安に整備を行う。また、緩衝帯の整備に関する補助や助成等も県と協力し積極的に活用することとする。なお、地権者不明の土地の刈払いを地域住民が実施したい場合には、村が窓口となり地権者の調査を行うが、個人情報等に細心の注意を払う。

ii. 柵の設置と管理

スキー場やキャンプ場等レジャー施設周辺において、施設管理者は必要に応じて電気柵等の柵の設置を行い、施設内へのクマの侵入を予防する。電気柵の設置や整備に関する補助等、村は県と連携し、活用を促すこととする。

iii. 注意喚起・調査等

人身被害の防止のために、村は屋外の観光施設や遊歩道の管理者に対し、クマの出没に関する注意喚起看板の設置を依頼し、利用者に対する注意喚起を行う。観光施設や遊歩道の管理者は、注意喚起の看板の設置や維持管理に努めることとする。

村は、村内のパトロールやセンサーカメラの設置等により、クマの出没状況の把握や防除地域や排除地域へのクマの侵入の予防に努める。また、地域住民や観光客（外国人含）へ向けたクマの出没に関する情報発信や広報を実施する。

iv. 有害鳥獣駆除

村の鳥獣被害対策実施隊はクマが出没した際の見回りや捕獲等に努める。

③ 防除地域（森林・農地・居住混在エリア）

i. 緩衝帯整備

人とクマの棲み分けを積極的に進めるために、林内の見通しを良くするための刈り払い等の緩衝帯整備を行う。これら林内の刈り払いは、地域住民と村が連携して実施する。特に、周囲を林に囲まれる別荘地や宿泊施設は管理者や地権者が主導して実施し、クマの隠れ場所となる藪の除去に努めることとする。また、緩衝帯の整備に関する補助や助成等も県と協力し積極的に活用することとする。なお、地権者不明の土地の刈払いを地域住民が実施したい場合には、村が窓口となり地権者の調査を行う。

ii. 誘引物除去

➤ ごみによる誘引防止

観光施設や別荘地、宿泊施設周辺については管理者や地権者が主導して敷地内のごみ等、クマの誘引物除去に努める。また、観光客等に対してはごみの適切な処理方法についての周知をする。観光客に対しての周知は、管理者や地権者が村と協力して実施するものとする。

➤ 放棄果樹・農地等の管理

利用予定のない果樹は伐採や枝打ちを行い、可能な限り結実する果樹の量を減らす等誘引物の削減に取り組む。また、農地周辺への放棄野菜・果実、あるいは燃料や漬物、コンポスト等も誘引物となることから、適切な処理方法でそれらの削減や対策を行う。

これらは地権者が実施するが、より効果的な対策が行われるように村が情報を発信する等普及啓発を行う。また、放棄果樹の伐採等地権者だけでは対応が困難な場合には、関連する補助や助成等県と協力し対策を検討する。なお、所有者不明の放棄果樹の伐採を地域住民が実施する場合は、村は所有者の調査を行うが、個人情報等に細心の注意を払う。

iii. 柵の設置と管理

クマの農地への侵入防止のために、地域住民は電気柵の設置と整備を行う。電気柵の設置や整備に関する補助や助成等、村は県と連携して活用を促すこととする。

iv. 注意喚起・パトロール等

➤ 別荘地やペンション

村は人身被害の防止のために、クマ出没注意喚起看板等を設置する。管理事務所等の施設管理者は利用者等に注意喚起を行う。

➤ 児童・生徒

村内の学校に通う児童・生徒はクマ鈴の携帯や村の運行するスクールバスを利用する等してクマとの突発的な遭遇を予防することに努める。

v. 鳥獣被害対策実施隊の活動

鳥獣被害対策実施隊はクマが出没した際の見回りや捕獲等に努める。追い払いが必要な場合には、村も協力して追い払いを実施する。また、地域住民等から捕獲の要請があった場合は、わなの設置等を行う。

vi. 普及啓発と指導

上記 i～v について、村は地域住民及び別荘滞在の外国人に向けて対策に関する普及啓発と指導を行う。また、県はクマ対策員による集落環境点検や、対策への提案、実地における指導等を行う。特に、クマの出没が確認された場所に関しては誘引物の特定や必要な対策の指導等を重点的に実施する。

④ 排除地域（居住エリア）

i. 安全点検・緩衝帯整備

地域住民は村と協力して通学路の安全点検を実施する。通学路沿いの林帯等草刈りが必要な場所があった場合には、地域住民が主体となって実施する。また、緩衝帯の整備に関する補助等も村は県と連携し、活用を促すこととする。

ii. 誘引物の除去

利用予定のない果樹は伐採や枝打ちを行い、可能な限り結実する果樹の量を減らす等誘引物の削減に取り組む。また、農地周辺への放棄野菜・果実、あるいは燃料や漬物、コンポスト等も誘引物となることから、適切な処理方法でそれらの削減や対策を行う。

これらは地権者が実施するが、より効果的な対策が行われるように村が情報を発信する等普及啓発を行う。また、放棄果樹の伐採等地権者だけでは対応が困難な場合には、関連する補助や助成等県と協力し対策を検討する。なお、所有者不明の放棄果樹の伐採を地域住民が実施する場合は、村は所有者の調査を行うが、個人情報等に細心の注意を払う。

iii. 柵の設置と管理

クマの農地への侵入防止のために、地域住民は電気柵の設置と整備等に努める。電気柵の設置や整備に関する補助等も村は県と連携し、活用を促すこととする。

iv. 鳥獣被害対策実施隊の活動

鳥獣被害対策実施隊はクマが出没した際の見回りや捕獲等に努める。追い払いが必要な場合には、村も協力して追い払いを実施する。また、地域住民等から捕獲の要請があった場合は、わなの設置を行う。

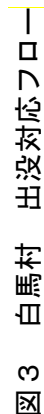
v. クマに関する普及啓発

村は村内の地域住民、保育園・小中学校等の公共機関を通して、徒歩通学をする児童・生徒に対してクマ鈴の配布の検討をする。

県はクマ対策員による点検や、対策への提案、実地における指導等を行う。特に、クマの出没が確認された場所に関しては誘引物の特定や必要な対策の指導等を実施する。また、村は県のクマ対策員の派遣制度を用いて被害対策の現地指導の機会を設けると共に、村内の小中学校等と協力してクマに関する授業等の学習機会や時間を設けて、普及啓発に努める。

① 出没時の対応

ゾーニング対象地域におけるクマの出没時には対応フローを基本として、出没対応を実施する。



ii. クマ出没時の連絡体制

対応フローの流れに沿って出没対応を行い、連絡体制図に記載される関係機関を基本として、出没連絡や注意喚起を実施する。

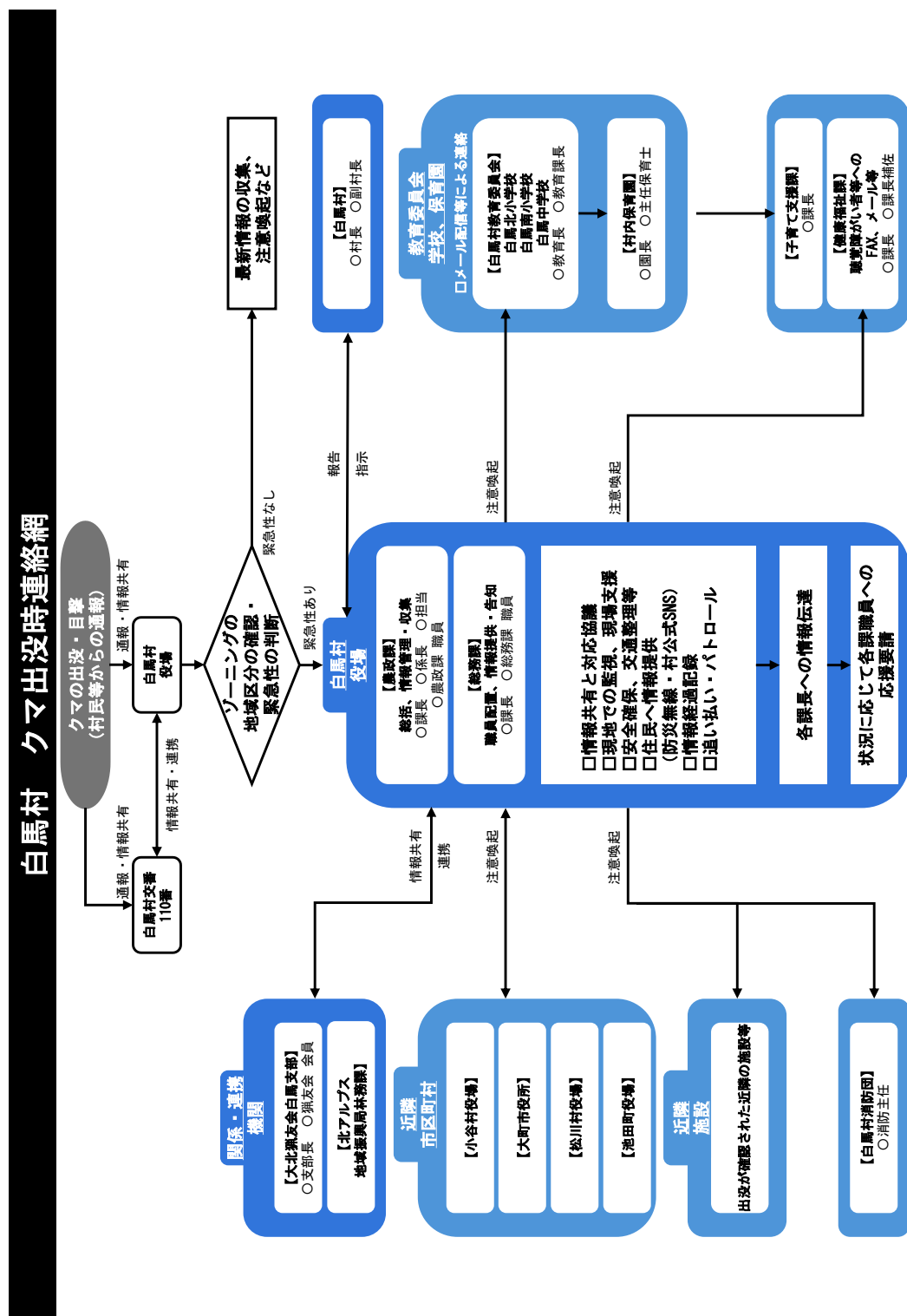


図 4 白馬村 クマ出没時連絡体制図

iii. 情報収集項目

地域住民等からのクマの目撃・出没の第一報を受けた際には、以下の項目を基本として、情報提供者から出没に関する情報収集を実施する。出没・目撃情報は情報を整理した上で、情報を蓄積して保存しておく。

表2 クマ出没時情報収集項目

情報収集項目	聞き取り時の注意・備考
☑いつ	可能な限り正確な時間
☑どこで	近くに目印となる施設等がないか
☑どちらの方面へ行ったか	必ず聞き取る
☑何頭か	親子の場合要注意
☑被害はないか	

② 地域区分ごとの捕獲対応方針

農作物等への被害対策を講じても被害がある場合、加害個体あるいは危険個体をできるだけ特定して捕獲する個体管理を行い、健全な個体群の維持を目指す。第5期計画に従い各地域区分ごとの捕獲許可方針は以下の通り。

表3 地域区分ごとの捕獲許可方針

地域区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域 (森林エリア)	・有害捕獲は原則禁止。 ・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する。 ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する。	・原則として捕獲は許可しない。
緩衝地域 (森林・里境界エリア)	・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。 ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可。	
防除地域 (森林・農地・居住混在エリア)	・農作物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。	・人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可する。
排除地域 (居住エリア)	-	・現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する。

なお、地域住民の理解及び放獣対象地、人員等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、「ツキノワグマ出没時対応マニュアル」に則り「学習放獣※」を行う。また、市町村長が捕獲許可した事案については、出没の経過、出没要因、当日の対応、今後の対策等について取りまとめ、県に速やかに報告する。

※「学習放獣」とは、人里に出没し捕獲されたクマに耳標を装着し、山奥へ移動し放獣するもので、以下の条件全てに該当しない個体のみ、学習放獣の対象とする。

- ・人身被害を起こした個体
- ・電気柵等の防除対策を実施しても被害を出す、農作物への執着が強い個体
- ・以前に放獣した個体（錯誤捕獲による個体を除く。）で、防除対策を実施したにもかかわらず、被害を再発し、再度捕獲された個体

8. 計画の見直し

クマの出没状況、住宅や農地等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。